

総合特別区域の進捗に係る評価
〔農林水産業分野〕

令和元年度

森林総合産業特区

〔指定：平成23年12月、認定：平成28年6月〕

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.2+4.2)/2=4.2$

4.2

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	素材供給量	77%	3
2	林業・林産業生産額	83%	4
3	林業・林産業従事者数	89%	4
4	林道路網密度	100%	5
5	熱エネルギー自給率	98%	4
6	電力エネルギー自給率	157%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 2 + 4 \times 3 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 6 = 4.2$

4.2

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.2

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(2.8+3.8+4.3)/3=3.6$

3.6

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

専門家による評価の平均値

2.8

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.8

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.3

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

・国有林材等の安定供給システム販売の公募がなかったことや、ハウスメーカーの製造拠点が本州に移転されたことなどの事情のため、目標を達成できなかった項目もあるものの、概ね良好な成果を挙げた。令和元年度に公募が無く、令和2年度に公募される予定と見込むことについて、もう少し説明があった方がよい。

・評価指標(2)「林業・林産業生産額」は、一進一退を繰り返し、販売先や市況によって左右されており、販売の方はまだ安定性を確保しているとは言いがたく、販路や需要の開拓が今後の発展には不可欠。

・評価指標(6)「電力エネルギー自給率」については、引き上げた目標値をさらに上回る成果が出ており、注目に値する。財政支援の積極的活用や、地域独自の取組についても、活発であると評価できる。一方、国の金融支援措置が活用されないのはなぜか、制度上の「使いにくさ」があれば指摘願いたい。

・エネルギー自給で多大な成果を挙げている。公共施設主導でボイラーを導入したことが大きい。エネルギー自給が住民の生活を支えるという次の段階に進もうとしている。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

総合評価

I、II及びⅢを1:1:2の比率で計算 $(4.2+3.6+4 \times 2) \div 4=4$

4.0

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。